

附属第2 様式の記載要領

小規模企業製造用原料品

発 電 用 石 油 減免税明細書（別紙様式1）

消 費 生 活 物 資

- (1) 表題は、3つのうち必要なものを記載させる。（別紙様式4，5及び7についても同じ。）
- (2) 「減免税条項該当申告区分」欄には、小規模企業製造用原料品等の関税の減免税について適用を受けようとする「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律」の該当条項を次の要領で記載させる。
 - 小規模企業製造用原料品の場合……………第83条第1項第2号
 - 発電用石油の場合……………第83条第2項
 - 消費生活物資の場合……………第84条第1項
- (3) 発電用石油について免税を受けようとする場合には、「規格」欄には、当該石油（軽油又は重油）について、温度15度における比重、引火点及び日本産業規格に定める分留性状の試験方法による90%留出温度を記載させる。
- (4) 「使用場所（承認事業場）」欄には、発電用石油について免税を受けようとする場合には、発電事業場承認書に記載された事業場の名称及び住所を記載させ、また、小規模企業製造用原料品について減免税を受けようとする場合には、実際に製造に供しようとする使用場所の名称及び住所を記載させる。
- (5) 「保管場所」欄には、消費生活物資について減税を受けようとする場合においてのみ、当該物資を置く倉庫等の名称及び所在地を記載させる。

小規模企業製造用原料品割当証明書提出猶予申請書（別紙様式2）

- (1) 「品名」、「数量」及び「価格」欄には、割当証明書の提出猶予を受けようとする輸入原料品の品名、数量、価格を記載させる。
- (2) 「申請の理由」欄には、割当証明書の輸入申告の際に提出できない理由（例えば、年度初めにおける割当手続の遅滞のため、割当証明書の分割手続のため等）を詳細に記載させ、また、猶予を希望する期限を併記させる。
- (3) 「提出猶予期限欄」には、税関が指定した提出猶予期限を記載する。

用途外使用とされない用途の承認申請書（別紙様式3）

- (1) 「関税の免除を受けた用途」欄には、当該輸入申告（特例申告に係る指定貨物にあつては、特例申告）の際に提出された小規模企業製造用原料品・発電用石油・消費生活物資減免税明細書の「用途」欄に記載された用途を記載させる。

- (2) 「新たに供しようとする用途」欄には、具体的な用途（例えば、豆類については、菓子製造用、甘なつとう製造用、ぜんざい製造用、あん類製造用、煮豆製造用等）を記載させる。
- (3) 特例申告に係る指定貨物にあつては、「輸入許可の年月日」欄に特例申告書の提出年月日を、「輸入許可書の番号」欄に特例申告書の番号をかつこ書で併記する。

小規模企業製造用原料品 亡失届（別紙様式4）
発 電 用 石 油

- (1) 「品名」欄には、亡失した貨物の品名（例えば、発電用石油の場合には、重油又は軽油）を記載させる。
- (2) 「亡失した場所及び年月日」欄には、貨物が実際に亡失した場所及び年月日を記載させる。
- (3) 「亡失した理由」欄には、貨物が亡失した原因、理由（例えば、台風による浸水のため流失等）を記載させる。
- (4) 特例申告に係る指定貨物にあつては、「輸入許可の年月日」欄に特例申告書の提出年月日を、「輸入許可書の番号」欄に特例申告書の番号をかつこ書で併記する。

小規模企業製造用原料品 滅却承認申請書（別紙様式5）
発 電 用 石 油

- (1) 「置かれている場所」欄には、滅却しようとする貨物が、実際に置かれている事業場等の名称及び所在地を記載させる。
- (2) 「滅却の方法」欄には、具体的な方法（例えば、焼却、土中埋没等）を記載させる。
- (3) 「滅却の理由」欄には、滅却が必要な理由、原因（例えば、腐敗したため、製造用原料品として使用できなくなつた等）を記載させる。
- (4) 特例申告に係る指定貨物にあつては、「輸入許可の年月日」欄に特例申告書の提出年月日を、「輸入許可書の番号」欄に特例申告書の番号をかつこ書で併記する。

小規模企業製造用原料品・発電用石油に関する帳簿（別紙様式6）

特例申告に係る指定貨物にあつては、「輸入許可年月日」欄に特例申告書の提出年月日を、「輸入許可書の番号」欄に特例申告書の番号をかつこ書で併記する。

発電事業場承認申請書（別紙様式7）

- (1) 「原料として使用する石油」の「品名」欄には、「重油」又は「軽油」と記載させ、「数量」欄には、1年間の使用予定数量及びかつこ書で過去1年間の使用実績数量を記載させる。
- (2) 「石油による発電電力量」欄には、1年間の石油を原料とする発電電力の見込量及びかつこ書で過去1年間の実績量を記載させる。

事業場
承認卸売業者 の承認内容変更届（別紙様式10）

- (1) 「届出者」欄には、事業場又は承認卸売業者の承認を受けた者の住所及び氏名又は名称を記載させる。
- (2) 「変更前の記載事項」欄には、承認申請書に記載された事項のうち、変更した事項について変更前の内容を記載させる。
- (3) 「変更した事項」は、内容の変更を生じた記載事項について変更後の内容を記載させる。

消費生活物資卸売業者承認申請書（別紙様式11）

- (1) 「販売しようとする物品の種類」欄には、「バナナ」、「オレンジ」又は「バナナ及びオレンジ」と記載させる。
- (2) 「販売しようとする物品の販売方法」欄には、「バナナ卸売」、「オレンジ卸売」等と記載させる。
- (3) 「主たる取引先及びその取引先との取引の実績」欄には、上記「販売しようとする物品の種類」欄に記載した物品の種類ごとに、輸入取引の相手先の住所、氏名又は名称及び過去1年間の取引数量並びに沖縄県の区域内における販売先の住所、氏名又は名称及び過去1年間の取引数量を記載させる。

指定物品小売業者承認申請書（別紙様式13）

- (1) 「申請者の住所」は、承認を受けようとする小売業者の住所（法人にあつては、登記上の本店の所在地）を記入する。
- (2) 「販売場の名称」の欄には、販売店舗の屋号又は商号等の名称を記入する。
- (3) 「販売場の所在地」の欄には、販売店舗の所在地を記入する。
- (4) 「販売しようとする指定物品」の欄には、販売する物品について令第119条第1項《旅客携帯品のもどし税物品の指定》に規定する品名を記入する。

指定物品の仕（受）入状況と販売状況とを同一の帳簿に記入
する場合の帳簿の様式（別紙様式 14－1）

- (1) 「整理番号」の欄には、指定物品を仕入れた順序に従い、年ごとに一連番号を記入する。
- (2) 「仕（受）入年月日」の欄には、指定物品を仕入れた年月日を記入する。
- (3) 「仕（受）入先」の欄には、指定物品の仕入先の住所、氏名のほか、販売業者証明書の記号、番号を記入する。
- (4) 「輸入許可の年月日及び番号」の欄には、指定物品の輸入を許可した税関の略号、許可番号及び許可年月日（特例申告に係る指定貨物にあっては、特例申告書の番号及びその提出年月日又は決定通知書の番号及びその発出年月日をかっこ書で併記する。）を記入する。
- (5) 「品名」の欄には、指定物品の品名を銘柄、規格が異なるごとに記入する。
（記入例：スコッチウイスキー ○○○○○760ml）
- (6) 「税率及び税額」の「関税」の欄については、令第 119 条第 8 項《戻し税額の指定》の規定により沖縄地区税関長が戻し税額を指定した指定物品で施行日（復帰の日）以後において輸入した物品については、その指定戻し税額を記入し、税率は記入する必要がない。
- (7) 「予定販売価格」の欄には、指定物品の予定販売価格、正札の金額を記入する。
- (8) 「販売先」の欄には、卸売をした場合に限って記入し、その卸売先の住所、氏名のほか、販売業者証明書の記号、番号を記入する。
- (9) 「販売年月日」の欄には、指定物品を売り渡した日を記入する。
- (10) 「販売価格」の欄には、指定物品の実際の販売価格（値引きをした場合には、値引き後の金額）を記入する。
なお、第 2 種物品については、記入をする必要がない。
- (11) 「戻し税額」の欄には、令第 119 条第 8 項《戻し税額の指定》の規定により沖縄地区税関長が戻し税額を指定した指定物品で施行日以後輸入した物品については、その指示した戻し税額を記入する。

指定物品販売記録票の記載要領（別紙様式 15）

- (1) 販売記録票は、戻し税限度の範囲内の指定物品についてのみ記載するものとする。
この場合、旅客が既に他店又は自店において販売記録票の交付を受けているときは、戻し税限度から当該販売記録票に記載された数量又は価格を差し引いた残りの数量又は価格を限度として新たに販売記録票に記載するものとする。
- (2) 指定物品の銘柄、単価又は単位容量が異なる場合には、行を改めて記載する。
- (3) 販売価格から戻し税相当額を控除して指定物品を販売する場合においても、「単価及び価格」欄には戻し税相当額を控除しない単価及び価格を記載する。
- (4) 「戻し税額表番号」は、沖縄地区税関長が特定の指定物品について定める戻し税額

表の番号を記載する。

- (5) 「戻し税相当額」は、5－7の(1)により掲示又は表示を行つた金額により記載する。
- (6) 「戻し税相当額の支払方法」欄には、旅客に対する戻し税相当額の支払方法の区分に応じて、該当する支払方法の□内に「」印を付するとともに所要の事項を記載する。

払戻し申請書の記載要領（別紙様式16－1及び別紙様式16－2）

- (1) 「指定物品に係る関税等の戻し税申請書」（別紙様式16－1）
 - イ 「数量」欄には、同欄に掲げられている単位により当該指定物品の本数又は個数をそれぞれ記載させる。この場合、例えば、ウイスキーについてのミニチュアびん、香水についての2分の1オンスびん又はさんご製品についてのネクタイピンとカフスボタン1組についても、それぞれ1本又は1個として計上する。
 - ロ 「払戻しを受けようとする税額」欄には、令第119条第7項《指定物品の戻し税額》又は第8項《指定物品のうち沖縄地区税関長が戻し税額を定める物品の戻し税額》の規定に基づく各税額を指定物品ごとに取りまとめて記載させる。
 - ハ 「販売記録票の枚数」の項には、令第119条第9項《承認卸売業者についての規定の準用》の規定に基づいて当該申請書に添付される税関の確認を受けた販売記録票の枚数を記載させる。
- (2) 「指定物品に係る税関等の戻し税申請書（内訳明細）」（別紙様式16－2）
 - イ 当該内訳明細は、申請書本紙の指定物品が異なるごと（令第119条第1項に規定する各号ごと）に別葉とすること。
 - なお、同一の指定物品について1葉に記載できない場合は、2葉以上使用させるものとする。
 - ロ 「指定物品（）」の項には、令第119条第1項《旅客携帯品の戻し税物品の指定》各号に掲げる当該指定物品の号及び指定物品名を記載させる。
 - ハ 「銘柄」欄には、上記ロにより記載した指定物品について、銘柄、規格、容量、型式又は払戻し税額を計算するための適用条・項・号（以下「銘柄等」という。）が異なるごとに行を改めて記載させる。
 - なお、省令第42条《払戻し税額の計算》の適用を受ける指定物品については、銘柄等のほか取得価格が異なるごとに行を改めて記載させる。
 - ニ 「単価戻し税額（取得価額）」の欄には、銘柄欄に特掲した指定物品の銘柄等ごとの単位戻し税額（1本又は1個若しくは1組当たりの戻し税額）を税目別に記載させる。
 - なお、省令第42条《払戻し税額の計算》の適用を受ける指定物品については、当該指定物品の取得価額を併記させる。
 - ホ 「数量及び単位」欄には、銘柄欄に特掲した指定物品の銘柄等ごとの合計本数又は個数若しくは組数及びその単位を記載させる。
 - ヘ 「払戻しを受けようとする税額」欄の各税額欄には、銘柄欄に特掲した指定物品

に係る該当の税目別の払戻し税額を記載させる。

ト 「適用条、項、号」の欄には、銘柄欄に記載した指定物品に係る払戻し税額を計算する場合に適用した条、項及び号を、次の要領により記載させる。

(適用条、項及び号)	(記載方法)
(イ) 令第119条第7項第1号	7-1
(ロ) 令第119条第7項第2号	7-2
(ハ) 省令第42条等	省-42
(ニ) 令第119条第8項	8- (このあとへ沖縄地区税関長が 定めた物品の番号を記入する。)